

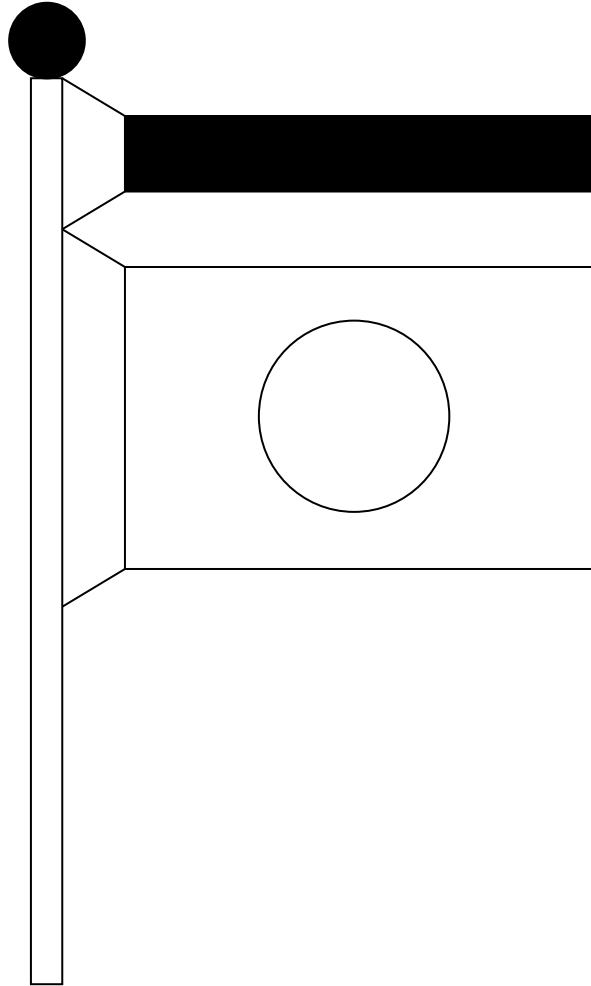
東日本大震災発災九年となる 3 月 11 日における弔意表明について

弔意表明に際しては、下記事項に御配慮願います。

記

弔旗掲揚については、「大喪中ノ國旗掲揚方ノ件」（大正元年 7 月 30 日閣令第 1 号）に準拠し、竿球は黒布をもって覆い、旗竿の上部に黒布を付することとするが、弔旗として半旗掲揚の慣行のあるところでは、それに従ってもよいこと。

参 考



蔽
ヒ 大
且 喪
旗 中
竿 國
ノ 旗
上 ヲ
部 掲
二 揚
黒 ス
布 ル
ヲ ト
附 キ
ス ハ
ヘ 竿
シ 球
其 ハ
ノ 黒
圖 布
式 ヲ
左 以
ノ テ
如 之
シ ヲ

大 喪 中 ノ 國 旗 掲 揚 方 ノ 件
閣 大 正 元 年 第 七 月 一 十 号 日